

平成25年 2月22日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
(番号法案) に対する意見

全国市長会 共通番号制度等に関する検討会
座長 多久市長 横尾俊彦

標記法案の意見照会に当たり、不明な点を含め、現時点における意見及び質問を提出する。

意見

1. 番号制度の基本理念の追加

○基本理念には賛同するが、導入に伴う費用が多大になると想定されるので、国、都道府県からの財政措置が必要である。

○個人番号及び法人番号の利用範囲などは、地方公共団体の実情を踏まえることが極めて重要であるため、十分に地方公共団体と事前協議していただきたい。

○番号制度の運用に当たっては、基本理念が広く国民に浸透するよう国においても周知活動等を十分に行うとともに、市区町村とも十分な連携を図られたい。

○民間事業者における番号制度の活用については、「個人番号」や「特定個人情報」などの「情報」を民間に解放するのか、「情報提供ネットワークシステム」や「個人番号カード」といった手段を民間に解放するのかを明確にした上で検討・議論することが望ましい。

2. 国及び地方公共団体の責務規定、事業者の努力規定の追加

○国においては、特に市町村の交付等事務が円滑に進められるよう、十分な周知期間を設け、教育活動や広報活動等を行っていただきたい。また、本人確認措置に係る新たな認証技術の導入のほか、**国民理解を得るため**、ネットワークやシステム全体の安全性と信頼性を確保するための仕組みや個人番号導入の利便性を具体的に示す必要があるため、法案成立後は、**国の責務として**、十分な

教育広報活動をお願いしたい。さらに、これまでも実施してきたリレーシンポジウムや国民、自治体向けの講演、広報活動等を継続して行われたい。

○より公平な社会保障制度の基盤確立のための番号制度の導入に当たっては、地方に新たな費用負担が生じないように、その全てについて国が万全の財政措置を講じること。

○国と地方自治体の責務の具体的範囲について早期に明示されたい。

○個人番号および法人番号の利用に関し実施する施策を地方公共団体が実施するためには、事業者の協力なくしては出来ないものであることから、事業者の努力規定ではなく協力とすべき。

3. 通知カードの送付による個人番号の通知等

○第7条第3項の円滑化のために必要な措置については、個人番号カードの交付が法定受託事務であることから、市町村長に委ねられるべきものではない。

○通知カードの送付や個人番号カードの交付については市町村長が行うこととされているが、多額の事務コストが想定される。しかしながら、番号制度の導入に伴う事務の効率化等のメリットはまずは国にあることから、想定される多額の事務コストについては、法定受託事務として地方交付税不交付団体も含め市町村に対し、国が適切かつ十分な財源措置を行われたい。

○番号制度の運用に当たり、円滑な制度開始を図るため、通知カードの送付から個人番号カードの交付に至るまでの作業等について、早期に手順を明示されたい。また、なりすまし防止のための確認方法や、新生児、子ども、外出困難な病人、お年寄りなどへの交付方法、窓口混雑を避けるための計画的な交付手続など事務手続や作業内容について細心の注意が必要であることから、通知カードの送付および個人番号カードの交付ガイドラインを示し、自治体現場で事前に十分検証すること。

○番号制度の運用は、制度開始時、平常時、更新時等のフェーズに分かれることから、それぞれのフェーズにおいて市町村の窓口サービスに支障をきたすことのないよう配慮されたい。例えば、個人番号カードの更新に関して、一斉更新による混乱を避けるため、有効期限の年の誕生月を更新時期とするなどの工夫が必要と考えられる。

○個人番号カードの交付に当たっては、市民の利便性向上のため事務処理の広域化が図られるよう配慮されたい。

○個人番号や利用番号等利用事務実施者が、個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード又は通知カード等の提示を受けて本人確認をすることが想定されているが、その際には、個人番号カード又は通知カードが本物であるかや個人番号カード又は通知カードに記載された情報が正確かつ有効であるか等について、実施者が確認できる仕組みが必要である。

4. 個人番号カードの利用等

○個人番号カードに一定の事項を電磁的方法により記録するシステムの構築及び運用には、多額の経費が必要となることが想定されるので、地方交付税不交付団体も含め市町村に対し、国が適切かつ十分な財源措置を行われたい。

5. 本人確認の措置

○個人番号カードの交付に当たり行う本人確認事務の根拠や、なりすまし防止の対応策を厳密に定めるとともに、罰則についても定められたい。

6. 情報提供ネットワークシステムの利用の促進

○地方公共団体で同様に実施すると思われる情報連携は、その利用の促進及び安全性の確保等のため、国において標準的な情報システムを構築し、地方公共団体に無償で提供していただきたい。

7. 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保

○安全性の確保と客観性の確立のため、定期的な監査や第三者によるシステム監査等の実施を検討されたい。

8. 検討等

○個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報の提供範囲の拡大及び情報提供ネットワークシステムの用途拡大及び地方公共団体の情報システムの共同化等に当たっては、市区町村の情報システムにも大規模な改修を行う必要があると想定されることから、その経費に関し、地方交付税不交付団体も含め市町村に対し、国が適切かつ十分な財源措置を行うとともに、十分な準備期間が確保されるよう留意されたい。

○システムや地方公共団体システム機構が適切に機能しているかどうかの検討をすべき。

○マイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）については、法律の施行後1年を目途に設置するとせず、その必要性や制度における位置づけ、優先順位等を明確にした上で、具体的な検討を進めることが望ましい。その際には、これまで、各省庁や自治体による電子申請サービス等が利用されてこなかったことを十分に考慮されたい。また、情報提供等記録開示は、既に稼動する電子申請システム等を活用することでも対応可能である。

9. その他の意見

○固定資産税の場合、市外在住者への賦課するケースが多く、番号発行時には法務局等を通じた市町村等への事前の通知が必須と考えられる。発行から、税制などの利用までには準備期間を十分に設けていただきたい。また、市内住民登録者への通知段階で「通知カード」として番号を付番する場合、通知カードの発行から発送までの期間がかなりかかると考えられるが、その間に転出しているケースが多いと想定されるため、スケジュール等を十分考慮していただきたい。

○個人番号の利用促進や情報提供ネットワークシステムの利用を促進するためには、全国の自治体において適切で統一的な個人情報の取扱いが徹底していなければならないことから、各自治体において必要となる個人情報保護条例の改正が確実に適切に行われるよう、国において一定の標準規定例の提示等が行われることが望ましい。

質 問

1. 国及び地方公共団体の責務規定、事業者の努力規定の追加

○法案では、個人番号カード取得の任意性についてはっきりしない。国として個人番号カードの積極的な取得を国民に対して奨励し、一定の期限を定めて全国民の取得を目指すのか。それとも希望者のみが個人番号カードを取得すれば良いという考え方なのか。個人番号カードの普及を前提とした関連施策やサービスの実現にも多大な影響を及ぼすので、個人番号カードの取得に関する方針と責任の所在を明示しておく必要がある。

2. 通知カードの送付による個人番号の通知等

○申請方式を改め、通知カードに有効期限を持たせることで、番号カードの交付を促す仕組みと理解するが、第17条第1項では通知カードの返納が条件になっている一方で、第7条第7項では通知カードには有効期限が定められ、有効期限切れの通知カードは返納とされている。とすれば、有効期限内に番号カードと交換しなかった市民に対して、いかなる方法で番号カードが発行できるかが定かではないが、通知カードを再発行するなど代替措置の規定の検討が必要ではないか。

○番号カードの受領には通知カードの返納が必要とされるが、通知カードを紛失した場合等はどうなるのか。また、通知カードを再発行する等代替え措置があるのか不明瞭であるが政令に定めることになるのか。そうなれば、現状の法案の条文をベースに「政令で定めるところにより…」という表現を追加してはどうか。さらに、再発行をすることがないのであれば、第7条第6項は不要ではないか。

○有効期限は一定期間のうちに番号カードの交付を受けることを促すものと思われるが、ただの通知カードに有効期限は必要であるか。また、その場合には、通知カードの券面情報の更新の必要性はないものとするため、第7条第4項及び第5項は不要ではないか。

○第17条第1項の個人番号カードの交付にあたっては、未成年や高齢者等、本人の意思確認が困難なケースや手続きを自主的に行わないケースや老人施設入所者、障害者、幼児など市役所に出向くことができない者について、対応方法が不明瞭であるが、政令に定めることになるのか。番号カードの交付の仕方に

ついて政令で定めるとすれば、現状の法案の条文をベースに「政令で定めるところにより…」という表現を追加してはどうか。

○「書面」から「通知カード」に修正されているが、この経緯と考え方を示さ
りたい。

○「通知カード」及び「個人番号カード」ともに住所の記載があるが、住所変
更の時に持参しない等の理由によりカード情報が更新されないときに、カード
情報の信頼性が薄くなるのではないか。

3. 本人確認の措置

○個人番号カードと通知カードが同列の本人確認ツールとなっているが、通知
カードは個人番号カードの発行用のものであり、身分確認には適さないのでは
ないか。

4. 情報提供ネットワークシステムの利用の促進

○住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの併存
となるようであるが、利用内容は同じではないか。また、一元化は難しいのか。

5. 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保

○修正案では、情報提供ネットワークシステムと使用する電子計算機のみにつ
いて表現しているが、電子計算機の定義が無く、紙台帳、保存メディア等は含
まれるのか不明瞭であるので、必要な措置という包括的な意味合いになってい
る修正前の法案の条文で十分であると思うがいかがか。

6. その他の質問

○第17条第4項において、記載事項が記録事項に変更になっているが、個人番
号カードの交付を受けている市民に記録事項の確認方法はないものとする
がいかがか。確認方法がない場合には、記録事項ではなく記載事項と標記すべ
きではないか。